

別表3-1 「取組推進支援」 その2実施基準

| | |
|-----------------------|--|
| <p>補助事業者(事業主体)の要件</p> | <p>別表3-2(1)～(6)の事業における補助事業者(事業主体)は以下のとおりとする (1)生産調整方針認定要領(平成16年4月1日付け15総食第852号農林水産省総合食料局長通知)第4で規定される認定生産調整方針作成者(以下「方針作成者」という。)、(2)農業者等 ※(1)の場合、補助事業者の住所について新潟市内外を問わないこととし、方針に参加または出荷する新潟市内に住所を有する農業者等の作付面積に応じて助成することとする。</p> <p>要件1:農業者等は、いずれかの要件を備えたものであること。ただし、方針作成者が補助事業者の場合、方針に参加または出荷する次に掲げるいずれかの要件を備えた農業者等(以下「方針参加者等」という)の作付面積に応じて助成することとし、方針作成者は方針参加者等へ速やかに補助金を交付すること。また、補助事業者となる農業者等と方針参加者等は重複していないこと。</p> <p>(1)農業経営改善計画認定者(認定農業者)又は青年等就農計画認定者(認定新規就農者)※(1)には、認定見込者を含む。 (2)当該年度に経営所得安定対策を申請している集落営農組織</p> <p>要件2:別表3-2の採択基準に記載された需要者との結び付きにより、出荷・販売していること。</p> |
|-----------------------|--|

別表3-2 「取組推進支援」一覧表 その2

| 種目 | 目的(内容) | 補助事業者 (事業主体) | 補助対象 | 補助額 (上限額) | 採択基準 | 添付書類 |
|--------------------------------------|------------------|---------------------------------|--|--|---|--|
| 1 米 対 策 支 援 | (1)加工用米地域内流通促進 | 別表3-1要件1、2 | 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(以下、「需給要領」という。)別紙1の第1の2、3、4に掲げる者(本事業種目内、「農業者等」という。)が、別紙1の第5に記載される取組計画を加工用米需要者と作成し、出荷される加工用米のうち、水田活用の直接支払交付金の対象となる作付面積に応じて助成する。 | 7,000円/10a | (1)加工用米需要者は、新潟県内に本社があり、かつ、新潟市内に支社・営業所等がある事業所であること。 | 【補助金交付申請書及び事業実績報告書】 ・添付資料1「実需者との結び付き実績書」 ・要領様式第2号「委任した者の確認書」 ・新潟市税の納税証明書(新潟市制度用)の原本または写し(加工用米に該当する場合) ・加工用米の販売計画認定申請書(国別紙様式第3-2号の1)の写し ・加工用米認定結果通知書(国別紙様式第3-2号の2)の写し ・加工用米生産集出荷数量一覧表(国別紙様式第3-14号)の写し(米粉用米に該当する場合) ・新規需要米取組計画書(国別紙様式第4-1号)の写し ・新規需要米認定結果通知書(国別紙様式第4-9号)の写し ・新規需要米生産集出荷数量一覧表(国別紙様式第4-13号)の写し(酒造好適米に該当する場合) ・実需者との結び付きが確認できる資料(契約書の写し、受領書の写しなど) |
| | (2)米粉用米地域内流通促進 | | 需給要領別紙2の第1に掲げる者(本事業種目内、「農業者等」という。)が、別紙2の第4に記載される取組計画を新規需要米需要者と作成し、出荷される米粉用米のうち、水田活用の直接支払交付金の対象となる作付面積に応じて助成する。 | 5,000円/10a | (1)新規需要米需要者は、新潟県内に本社があり、かつ、新潟市内に支社・営業所等がある事業所であること。 | |
| | (3)酒造好適米地域内流通促進 | | 加工用米を除く酒造好適米の作付面積に応じて助成する。 | 2,000円/10a | (1)酒造好適米需要者は、新潟県内に本社があり、かつ、新潟市内に支社・営業所等がある事業所であること。 (2)等級が1等米以上であること。 | |
| | (4)新市場開拓用米取組拡大支援 | 別表3-1要件1 | 需給要領別紙2の第1に掲げる者(本事業種目内、「農業者等」という。)が、別紙2の第4に記載される取組計画を新規需要米需要者と作成し、出荷される新市場開拓用米のうち、水田活用の直接支払交付金の対象となる作付面積に応じて助成する。 | 12,000円/10a | (1)前年産よりも新市場開拓用米の取組面積が増加した面積を補助対象面積とする。 | 【補助金交付申請書及び事業実績報告書】 ・添付資料2「新市場開拓用米取組拡大支援実績書」 ・要領様式第2号「委任した者の確認書」 ・前年産及び当年産の新規需要米生産集出荷数量一覧表(国別紙様式第4-13号)の写し ・新潟市税の納税証明書(新潟市制度用)の原本または写し |
| 2 園 芸 等 対 策 支 援 | (5)麦・大豆いいものづくり支援 | 別表3-1要件1 | 出荷される麦、大豆のうち、水田活用の直接支払交付金の対象となる作付面積に応じて助成する。 | 当年産の10a当たりの収量に応じて10,000円/10a～20,000円/10a ※別表3-3のとおり | (1)農業者等は、生産活動規範点検シートの各項目を全て実施していること。 (2)当年産の10a当たりの収量(以下「単収」)が、要綱別表3-3に定める新潟市基準単収(以下「基準単収」という。)以上であること。 ただし、当年産の作況により調整する場合がある。 | 【補助金交付申請書及び事業実績報告書】 ・要領様式第2号「委任した者の確認書」 ・添付資料3「地域内流通に向けた麦・大豆いいものづくり支援実績書」 ・添付資料4-1又は4-2「いいものづくりに向けた生産活動規範点検シート」 ・農産物検査結果通知書の写し ・新潟市税の納税証明書(新潟市制度用)の原本または写し |
| | (6)麦・大豆地域内流通実践支援 | 別表3-1要件1、2 | 目的(内容)(6)に該当する作物のうち、麦・大豆需要者との結び付きによる出荷・販売を行った作付面積に応じて助成する。 | 5,000円/10a | (1)麦・大豆需要者は、新潟県内に本社があり、かつ、新潟市内に支社・営業所等がある事業所であること。 | 【補助金交付申請書及び事業実績報告書】 ・要領様式第2号「委任した者の確認書」 ・添付資料5「地域内流通実践支援実績書」 ・需要者との売買がなされたことを証する書類 ・新潟市税の納税証明書(新潟市制度用)の原本または写し |
| | (7)地域特産作物助成 | 別表3-1要件1 | 複合営農の推進を目的として振興する園芸作物のうち、水田活用の直接支払交付金の対象となる水田を利用し、農業協同組合が指定する園芸作物を販売を目的として作付けされた面積に応じて助成する。 | 10,000円/10a | (1)農業協同組合は、行政区ごとに5品目以内の対象作物を定めることができる。 | 【補助金交付申請書及び事業実績報告書】 ・要領様式第2号「委任した者の確認書」 ・添付資料6「地域特産作物実績書」 ・対象品目の販売が確認できる書類 ・新潟市税の納税証明書(新潟市制度用)の原本または写し |
| | (8)園芸産地強化支援 | 地域園芸振興プランの作成主体または、プランに位置付けられた組織 | 地域園芸振興プランを策定した産地及び農業協同組合等が行う、産地の強化に係る新たな取組に要する経費を支援する。 (1)生産基盤の強化 ①共同出荷施設・共同利用機械の能力向上、共同利用施設の拡張にかかる経費(資材費、施工費) ②販路拡大に向けた取組にかかる経費 (2)新規「品種」「作型」「栽培技術」の導入 ①ほ場借上料 ②種苗費 ③肥料・農薬費 ④資材費 (3)新規取組者向けの啓発・研修 ①ほ場借上料 ②研修会講師にかかる謝金 ③事務等経費 (4)その他市長が必要と認める経費 | 当該事業に要する経費(税抜後価格)の補助率1/2以内、 上限補助額50万円 ※共同出荷施設・共同利用機械の能力向上、共同利用施設の拡張は補助上限額100万円以内 | (1)地域園芸振興プランを策定した産地であること。 (2)産地活性化計画を作成すること。 | 【補助金等交付申請書】 ・添付資料7「園芸産地強化支援 産地活性化計画」 ・事業費の根拠のわかる見積書、パンフレット等 ・新潟市税の納税証明書(新潟市制度用)の原本または写し 【補助事業実績報告書】 ・添付資料7「園芸産地強化支援 産地活性化計画」 ・取組内容がわかる書類の写し ・領収書 |